

市道の草刈り作業に係る消耗品支給に関する要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、市道において、自治会、企業、ボランティア等の団体が道路愛護作業の一環として、草刈り作業を実施する場合に使用する刈払い機の消耗品の支給について、必要な事項を定めることを目的とする。

(支給対象)

第2条 各団体が自らの労力により市道の草刈り作業を実施する場合を支給の対象とする。

2 支給の範囲に係る条件は、市道の路肩部分の幅が1メートル以内、作業面積が1申請につき100平方メートル以上とする。

(支給内容)

第3条 支給する消耗品の種類は、刈刃及び燃料（混合油）とし、その数量は、刈刃が200平方メートル毎に1枚、燃料（混合油）が100平方メートル毎に1リットルとする。

(申請等)

第4条 消耗品の支給を受けようとする者は、消耗品支給申請書（様式第1号）に、作業場所の位置図及び作業前の現地写真を添付して、作業実施日の10日前までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項による申請があったときは、内容を審査し、適当と判断したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(支給手続き)

第5条 消耗品の支給に係る場所及び日時は、申請者と市が調整して決定するものとする。

2 申請者は、消耗品の支給を受けたときは、消耗品受領書（様式第2号）を市長に提出するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。